

定 款

一般社団法人静岡スポーツユナイテッド

一般社団法人静岡スポーツユナイテッド定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡スポーツユナイテッドと称し、英文標記はShizuoka Sports United（略称SSU）とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県磐田市安久路二丁目41番地15に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、女性スポーツを応援し、サッカー競技の普及及び振興に関する事業をもって静岡県のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツクラブの運営
- (2) スポーツ・サッカーを通しての地域貢献
- (3) 静岡県のスポーツ振興
- (4) 各種イベント、セミナー、講習会、研修等の企画、制作、運営、管理及びそれらのコンサルティング並びに講師の紹介及び派遣
- (5) 会員相互の親睦を深めるための活動
- (6) その他スポーツの普及発展に寄与する活動

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員・会員

(社員及び会員の構成)

第5条 この法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

2 この法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し、当法人の事業に積極的に関与することを主として入会する静岡産業大学サッカーチーム員。

3 会員の入会金や会費については、別途定める。

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員は、原則、正会員の中から選出（理事会の承認を得る）する。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 10 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 当該社員が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定める事項

(開催)

第 13 条 定時社員総会は、毎事業年度の終了 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 16 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 理事、監事、代表理事

(役員の選任)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 3 名以内

(3) 理事のうち 3 名以内を代表理事とする。また、代表理事を除き 1 名を会長にすることができる。

(選任の方法)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議により理事の中から定める。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 19 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除又は限定)

第 26 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事（過去に当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は当該法人の使用人となったことのないものに限る。）又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。
(1) 業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事が欠けたときは又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
2 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、会日の 1 週間前までに発する。但し、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに作成し、理事会で可決し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和元年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び監事は、次の通りとする。

設立時理事 高木昭三 三浦哲治 藤江光文 杉山大介

設立時代表理事 三浦哲治 設立時監事 鈴木信弘

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

住 所 静岡県磐田市二之宮東19番地4
ブライトタウン磐田307号

設立時社員 三 浦 哲 治

住 所 静岡県周智郡森町大鳥居201番地
設立時社員 藤 江 光 文

住 所 静岡県藤枝市駿河台2丁目7番2号
設立時社員 杉 山 大 介

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は令和元年10月25日から施行する。

この定款は令和2年12月21日から施行する。

令和6年2月26日改訂

当法人の定款の写しに相違ありません

一般社団法人静岡スポーツユナイテッド

代表理事 大石倫裕

代表理事 藤江光文